

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 2023 年度）

住 所 茨城県土浦市真鍋1丁目10番8号
 事業者名 関東鉄道株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）
 代表取締役社長 松上 英一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス車両	・2023年度ではノンステップバスでの車両更新を進め、ノンステップバス導入率の向上に努めた。	・ノンステップバスを12両導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両設備の維持	・導入したノンステップバスも含め、随時スロープ板や車いす固定具を含め確認を行い、バリアフリー対応装備の性能維持に努めた。	・バリアフリー対応装備の性能維持および更新

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の記載	・ホームページに記載し、お客様へ広く周知を行った。 ・公式Twitterにおいて運行情報等の情報発信を行った。	ホームページへの記載を継続実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の拡充	・行先表示器の白色LED方向幕に関しては、2023年度新車導入した両のノンステップバスにおいて導入を行った。 ・路線バス車内液晶画面にて車内事故防止ビデオの放映や車内ポスター等を掲示し、乗客へ事故防止の啓発を実施した。	新車導入した2両のノンステップバスに導入

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の知識向上	・初任運転士研修および指導運転士研修を定期的実施した。 ・各営業所内にて安全協議会を毎月1回(計84回)実施した。	運転士研修、安全協議会の継続実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両表示	・導入したノンステップバスも含め、バス車内に車いすやベビーカー対応であるマークを掲出し、利用者へ啓発を行った。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・本社と営業所の連携強化を図るとともに、弊社ホームページにおいてお問い合わせ窓口を設置し、迅速に対応できるよう体制を構築した。
- ・バス停付近の補修箇所について、必要に応じて補修と検討を行った。

(3) 報告書の公表方法

関東鉄道株式会社ホームページ内にて公表。

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリ フトを備え たもの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	409	335	264	71	0	0	0	74	74	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	38	33	29	4	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	23	21	16	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度末車 両数	424	347	277	70	0	0	0	77	77	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。